

令和7年11月定例県議会

教育警察常任委員会説明資料

(令和7年度11月補正予算等)

教育委員会

令和7年度11月補正予算総括表

教育委員会

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	補正額		計	補正額の財源内訳			一般財源		
			冒頭提案分	追加提案分		特定財源					
						国支出金	地方債	その他			
教育政策課	4,194,951	890		890	4,195,841				890		
学校人事課	113,262,410	3,499,914	62,240	3,437,674	116,762,324	379,152			3,120,762		
文化課	1,465,792	32,381	16,452	15,929	1,498,173		13,000		19,381		
施設課	8,155,118	302,742	302,278	464	8,457,860	195,189	106,000		1,553		
高校教育課	2,537,286	19,696		19,696	2,556,982			61	19,635		
特別支援教育課	244,786	4,920		4,920	249,706				4,920		
学校安全・安心推進課	606,003	6,588		6,588	612,591				6,588		
体育保健課	2,365,211	2,276		2,276	2,367,487				2,276		
義務教育課	516,513	1,065		1,065	517,578				1,065		
社会教育課	1,298,807	21,545		21,545	1,320,352			1,231	20,314		
人権同和教育課	29,794	206		206	30,000				206		
一般会計合計	134,676,671	3,892,223	380,970	3,511,253	138,568,894	574,341	119,000	1,292	3,197,590		

熊本県立高等学校実習資金特別会計

(単位:千円)

高校教育課	374,950				374,950				
-------	---------	--	--	--	---------	--	--	--	--

熊本県育英資金等貸与特別会計

(単位:千円)

高校教育課	546,379	1,845		1,845	548,224			1,845	
-------	---------	-------	--	-------	---------	--	--	-------	--

合計

(単位:千円)

教育委員会合計	135,598,000	3,894,068	380,970	3,513,098	139,492,068	574,341	119,000	3,137	3,197,590
---------	-------------	-----------	---------	-----------	-------------	---------	---------	-------	-----------

令和7年度11月補正予算県議会説明資料

学校人事課（一般会計）

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				
					国支出金	地方債	その他		
30	事務局費	1,829,740	62,240	1,891,980				1 職員給与費 （1）教育委員会事務局職員給 教育委員会事務局職員の時間外勤務手当 62,240 62,240	
課 計		113,262,410	62,240	113,324,650				62,240	

文化課（一般会計）

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				
					国支出金	地方債	その他		
33	教育施設災害復旧費	227,761	16,452	244,213		13,000		3,452 1 要する経費 （1）社会教育施設災害復旧費 （2）文化財災害復旧事業（令和7年8月豪雨） 令和7年8月豪雨により被災した文化財の災害復旧に 対象：熊本城跡ほか4件 内容：崩落した法面の補強等 16,452 16,452	
課 計		1,465,792	16,452	1,482,244		13,000		3,452	

令和7年度11月補正予算県議会説明資料

施設課（一般会計）

（単位：千円）

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源		一般財源		
					国支出金	地方債			
33	教育施設災害復旧費	130,521	302,278	432,799	194,983	106,000	1,295	1 教育施設災害復旧費 （1）県立学校施設災害復旧事業 令和7年8月豪雨により被災した県立学校の災害復旧 に要する経費 対象：小川工業高校、天草拓心高校 内容：実習棟等復旧工事（小川工業高校）、 果樹園復旧工事（天草拓心高校） 302,278 302,278	
課 計		8,155,118	302,278	8,457,396	194,983	106,000	1,295		

繰 越 明 許 費 補 正 (追 加)

文化課

(単位 : 千円)

議 案 頁 数	款	項	金 額	説 明
8	教育費	社会教育費	384,081	美術館分館管理運営費、文化財保存事業及び県立美術館本館改修整備事業 (理由) 工程の変更等により、年度内の執行が困難となる見込みであるため
8	災害復旧費	教育災害復旧費	21,261	文化財災害復旧事業（地震） (理由) 自然災害等の不測の事態により、年度内の執行が困難となる可能性があるため
合 計			405,342	

繰 越 明 許 費 補 正 (追 加)

施設課

(単位:千円)

議 案 頁 数	款	項	金 額	説 明
8	教育費	高等学校費	4,926,295	熊本工業高校実習棟改築工事ほか48件 (理由) 入札不調により工期が確保できなかったこと及び学校活動に支障のない工法や工事時期の調整に日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであるため
8	教育費	特別支援学校費	1,914,142	天草支援学校長寿命化改修工事ほか14件 (理由) 入札不調により工期が確保できなかったこと及び学校活動に支障のない工法や工事時期の調整に日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであるため
8	災害復旧費	教育災害復旧費	432,799	小川工業高校実習棟災害復旧工事ほか24件 (理由) 設計等に日数を要し、年度内の執行が困難となる見込みであるため
合 計			7,273,236	

繰 越 明 許 費 補 正 (追 加)

体育保健課

(単位：千円)

議 案 頁 数	款	項	金 額	説 明
8	教育費	保健体育費	317,867	県営体育施設整備事業 (理由) 利用者等に支障の少ない工法検討や工事時期等の調整 に日数を要し、年度内の執行が困難となる可能性があるため
	合 計		317,867	

社会教育課

(単位：千円)

議 案 頁 数	款	項	金 額	説 明
8	教育費	社会教育費	59,894	青少年教育施設管理運営費 (理由) 自然災害等の不測の事態により、年度内の執行が困難 となる可能性があるため
8	災害復旧費	教育災害復旧費	30,126	青少年教育施設災害復旧事業 (理由) 設計等に日数を要し、年度内の執行が困難となる見込 みであるため
	合 計		90,020	

債務負担行為補正(追加)

文化課

(単位:千円)

議案 頁数	事項	期間	限度額	説明
14	県立美術館展覧会開催事業	令和8年度	10,000	県立美術館展覧会開催費 (理由) 令和8年7月から開催予定の展覧会実施に係る県負担額について、年度内に決定する必要があるため

債務負担行為補正(追加)

施設課

(単位:千円)

議案 頁数	事項	期間	限度額	説明
14	熊本商業高校実習棟空調設備等改修事業 熊本市	令和8年度	4,500	熊本商業高校実習棟空調設備等改修工事に係る設計委託費 (理由) 適正な設計工期を確保するためには、年度内に契約締結する必要があるため
14	東稜高校体育館等照明設備改修事業 熊本市	令和8年度	43,040	東稜高校体育館等照明設備改修工事費 (理由) 引き渡し予定時期までに工事を完了させるためには、年度内に契約締結する必要があるため
14	鹿本高校普通教室棟空調設備等改修事業 山鹿市	令和8年度	5,000	鹿本高校普通教室棟空調設備等改修工事に係る設計委託費 (理由) 適正な設計工期を確保するためには、年度内に契約締結する必要があるため
14	御船高校放送設備等改修事業 御船町	令和8年度	92,929	御船高校放送設備等改修工事費 (理由) 引き渡し予定時期までに工事を完了させるためには、年度内に契約締結する必要があるため
14	球磨中央高校管理棟等空調設備等改修事業 錦町	令和8年度	4,500	球磨中央高校管理棟等空調設備等改修工事に係る設計委託費 (理由) 適正な設計工期を確保するためには、年度内に契約締結する必要があるため
14	特別支援学校 仮設校舎賃借	令和8年度 ～ 令和14年度	11,078	菊池支援学校ほか1校仮設校舎賃借に係る賃借料 (理由) 年度内に変更契約締結をする必要があるため

債務負担行為補正(追加)

高校教育課

(単位:千円)

議 案 數	事 項	期 間	限 度 額	説 明
13	県立高等学校半導体関連人材育成事業	令和8年度	18,788	県立高等学校半導体関連人材育成事業 業務委託 (理由) 令和8年4月からの事業実施のためには、年度内に契約締結する必要があるため

特別支援教育課

(単位:千円)

議 案 數	事 項	期 間	限 度 額	説 明
14	ほほえみスクールライフ支援事業	令和8年度	119,038	県立特別支援学校医療的ケア業務委託 (理由) 令和8年4月からの事業実施のためには、年度内に契約締結する必要があるため

債務負担行為補正(追加)

体育保健課

(単位:千円)

議案 頁数	事項	期間	限度額	説明
14	県民総合運動公園管理運営業務	令和8年度～令和12年度	2,600,000	県民総合運動公園管理運営にかかる指定管理委託 (理由) 令和8年4月からの委託開始のためには、年度内に契約締結する必要があるため
15	藤崎台県営野球場管理運営業務	令和8年度～令和12年度	218,000	藤崎台県営野球場管理運営にかかる指定管理委託 (理由) 令和8年4月からの委託開始のためには、年度内に契約締結する必要があるため
15	県立総合体育館管理運営業務	令和8年度～令和12年度	825,000	県立総合体育館管理運営にかかる指定管理委託 (理由) 令和8年4月からの委託開始のためには、年度内に契約締結する必要があるため
15	総合射撃場管理運営業務	令和8年度～令和12年度	230,000	総合射撃場管理運営にかかる指定管理委託 (理由) 令和8年4月からの委託開始のためには、年度内に契約締結する必要があるため
15	県営八代運動公園管理運営業務	令和8年度～令和12年度	455,000	県営八代運動公園管理運営にかかる指定管理委託 (理由) 令和8年4月からの委託開始のためには、年度内に契約締結する必要があるため
15	熊本武道館管理運営業務	令和8年度～令和12年度	177,250	熊本武道館管理運営にかかる指定管理委託 (理由) 令和8年4月からの委託開始のためには、年度内に契約締結する必要があるため

令和7年度11月補正予算県議会説明資料
(追加提案分)

教育政策課(一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源		一般財源		
					国支出金	地方債			
84	事務局費	4,023,813	890	4,024,703			890	1 事務局運営費等 (1) 教育行政指導費 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 (2) 熊本県教育情報化推進事業 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 (3) 職員厚生費 会計年度任用職員の報酬等に係る経費	
課 計		4,194,951	890	4,195,841			890		

令和7年度11月補正予算県議会説明資料

(追加提案分)

学校人事課（一般会計）

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源		一般財源		
					国支出金	地方債			
84	事務局費	1,829,740	53,311	1,883,051			53,311	1 職員給与費 （1）教育委員会事務局職員給職員の給与に係る経費 53,311 53,311	
84	教職員人事費	12,666,072	135,305	12,801,377	1,000		134,305	1 管理運営費 （1）管理事務費 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 2,259 （2）障がい者就労支援事業 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 17,525 （3）県立学校技師欠員等補充配置費 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 22,627 （4）教育サポート事業 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 91,276 （5）就学支援金交付等事業 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 1,000 （6）教職員人材育成事業 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 206 2 免許事務費 （1）免許事務費 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 206 206 3 公立学校教員採用選考考查事務費 （1）教員不足解消緊急対策事業 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 206 206	
85	教育センター費	74,469	412	74,881			412	1 管理運営費 （1）管理運営費 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 206 （2）情報教育事業 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 206	

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				
					国支出金	地方債	その他		
87	教職員費	36,583,066	1,262,376	37,845,442	168,683			1 教職員給与費 (1) 小学校教職員給 教職員の給与に係る経費 1,262,376 1,262,376	
88	教職員費	22,198,160	742,408	22,940,568	101,995			1 教職員給与費 (1) 中学校教職員給 教職員の給与に係る経費 742,408 742,408	
89	高等学校総務費	25,289,055	853,282	26,142,337				1 教職員給与費 (1) 高等学校教職員給 教職員の給与に係る経費 853,282 853,282	
91	特別支援学校費	12,448,194	390,580	12,838,774	107,474			1 教職員給与費 (1) 特別支援学校教職員給 教職員の給与に係る経費 388,529 388,529 2 学校運営費 (1) 特別支援学校非常勤配置費 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 2,051 2,051	
課 計		113,262,410	3,437,674	116,700,084	379,152			3,058,522	

令和7年度11月補正予算県議会説明資料
(追加提案分)

文化課 (一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源		一般財源		
					国支出金	地方債			
92	文化費	544,143	10,554	554,697			10,554	1 職員給与費 <u>8,575</u> (1) 文化課職員給 8,575 職員の給与に係る経費 2 文化財保存管理費 <u>1,979</u> (1) 銃砲刀剣類登録審査 206 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 (2) 管理運営費 <u>1,157</u> 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 (3) 鞠智城跡管理運営費 <u>616</u> 会計年度任用職員の報酬等に係る経費	
93	美術館費	693,888	5,375	699,263			5,375	1 職員給与費 <u>4,349</u> (1) 美術館職員給 4,349 職員の給与に係る経費 2 美術館費 <u>1,026</u> (1) 管理運営費 1,026 会計年度任用職員の報酬等に係る経費	
課 計		1,465,792	15,929	1,481,721			15,929		

施設課 (一般会計)

(単位:千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源		一般財源		
					国支出金	地方債			
84	事務局費	4,861	206	5,067	206			1 公立学校建設指導監督事務費 <u>206</u> (1) 公立文教施設整備事業指導事務費 206 会計年度任用職員の報酬等に係る経費	
90	学校建設費	5,890,562	258	5,890,820			258	1 県立高等学校施設整備費 <u>258</u> (1) 県立高等学校施設整備事業 258 会計年度任用職員の報酬等に係る経費	
課 計		8,155,118	464	8,155,582	206		258		

令和7年度11月補正予算県議会説明資料
(追加提案分)

高校教育課（一般会計）

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源		一般財源		
					国支出金	地方債			
85	教育指導費	774,864	18,867	793,731			61	18,867 (1) 高校生キャリアサポート事業 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 (2) 県立高校キャリア教育充実事業 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 (3) 県立高校寄宿舎管理人配置事業 会計年度任用職員の報酬等に係る経費	
89	教育振興費	846,032	829	846,861			829	411 (1) 定通教育修学奨励事業 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 2 高等学校等進学奨励費 (1) 奨学のための給付金事業 会計年度任用職員の報酬等に係る経費	
課 計		2,537,286	19,696	2,556,982			61	19,635	

特別支援教育課（一般会計）

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源		一般財源		
					国支出金	地方債			
85	教育指導費	237,845	4,920	242,765			4,920	4,920 (1) 特別支援教育総合推進事業 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 (2) 発達障がい等支援事業 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 (3) インクルーシブ教育システム構築事業 会計年度任用職員の報酬等に係る経費	
課 計		244,786	4,920	249,706			4,920		

令和7年度11月補正予算県議会説明資料
(追加提案分)

学校安全・安心推進課（一般会計）

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				
					国支出金	地方債	その他		
85	教育指導費	373,842	6,382	380,224				6,382	
								1 児童生徒の健全育成費 <u>6,382</u> (1) 生徒指導支援事業 195 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 (2) SSW活用事業 6,187 会計年度任用職員の報酬等に係る経費	
94	保健体育総務費	232,161	206	232,367				206	
								1 学校保健給食振興費 <u>206</u> (1) 日本スポーツ振興センター事業 206 会計年度任用職員の報酬等に係る経費	
課 計		606,003	6,588	612,591				6,588	

体育保健課（一般会計）

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				
					国支出金	地方債	その他		
94	保健体育総務費	242,014	1,864	243,878				1,864	
								1 職員給与費 <u>1,864</u> (1) 体育保健課職員給 職員の給与に係る経費 1,864	
94	体育振興費	375,360	412	375,772				412	
								1 学校体育振興費 <u>206</u> (1) 子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業 206 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 2 社会体育振興費 <u>206</u> (1) くまもとスポーツ振興事業 206 会計年度任用職員の報酬等に係る経費	
課 計		2,365,211	2,276	2,367,487				2,276	

令和7年度11月補正予算県議会説明資料
(追加提案分)

義務教育課（一般会計）

(単位:千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源		一般財源		
					国支出金	地方債			
85	教育指導費	516,513	1,065	517,578			1,065	1 指導行政事務費 (1) 夜間中学管理運営費 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 206 236 206 30 272 272 351 351	
課 計		516,513	1,065	517,578			1,065		

令和7年度11月補正予算県議会説明資料
(追加提案分)

社会教育課（一般会計）

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明		
					特 定 財 源						
					国支出金	地方債	その他				
92	社会教育総務費	958,505	6,235	964,740				6,235	1 職員給与費 5,963 (1) 社会教育課職員給 5,963 職員の給与に係る経費 2 地域・家庭教育力活性化推進事業費 272 (1) 「親の学び」推進事業 272 会計年度任用職員の報酬等に係る経費		
92	図書館費	310,176	15,310	325,486			1,231	14,079	1 職員給与費 8,333 (1) 図書館職員給 8,333 職員の給与に係る経費 2 管理運営費 5,540 (1) 管理運営費 1,580 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 (2) 図書館人件費 3,960 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 3 事業費 1,437 (1) 新しい生活様式に対応した県市等連携事業 206 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 (2) こども本の森 熊本の運営及び充実 1,231 会計年度任用職員の報酬等に係る経費		
課 計		1,298,807	21,545	1,320,352			1,231	20,314			

人権同和教育課（一般会計）

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	説 明		
					特 定 財 源						
					国支出金	地方債	その他				
89	教育振興費	10,131	206	10,337				206	1 高等学校等進学奨励費 206 (1) 高等学校等進学奨励事業（補助） 206 会計年度任用職員の報酬等に係る経費		
課 計		29,794	206	30,000				206			

令和7年度11月補正予算県議会説明資料
(追加提案分)

高校教育課（熊本県育英資金等貸与特別会計）

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源		一般財源		
					国支出金	地方債			
108	育英資金等貸付 金	546,379	1,845	548,224			1,845	1 事務費 (1) 事務費（大学貸与・修学貸与・緊急貸与） 会計年度任用職員の報酬等に係る経費 1,845	
課 計		546,379	1,845	548,224			1,845		

第 34 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県民総合運動公園	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 寺野慎吾	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）第16条第1項の規定に基づき、熊本県民総合運動公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

条例等議案関係（概要）

議案番号	議案名	内 容
第34号	指定管理者の指定について	熊本県民総合運動公園の指定管理者の指定 ・指定管理候補者の選定結果については、以下のとおり。

1 選定の経緯

8月29日～9月29日	県ホームページ等において公募
9月29日	申請書の受付締切
10月16日	県教育委員会指定管理候補者選考委員会（外部有識者）
10月28日	県教育委員会指定管理者制度運営会議
11月 4日	県教育委員会

2 事業内容

（1）指定管理者の業務内容

- ・有料施設の利用の許可に関する業務
- ・運動施設の効用を高めるために必要な業務
- ・都市公園の維持及び修繕に関する業務
- ・その他指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務

（2）指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 審査結果等

（1）審査結果

No	名 称	点 数 (500 点満点)	候補者
1	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ	462点	○

（2）選定理由

- ・多様な自主事業プログラムや高いサービスの提供が行える組織体制により、熊本県民総合運動公園の更なる効用の発揮の期待ができること。
- ・有資格者の配置や職員研修についても十分に計画されているほか、経営状況が安定しており、事業計画に沿った安定した管理運営を行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているため。

第 35 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県営八代運動公園	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 寺野慎吾	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）第16条第1項の規定に基づき、熊本県営八代運動公園の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

議案番号	議 案 名	内 容
第35号	指定管理者の指定について	熊本県営八代運動公園の指定管理者の指定 ・指定管理候補者の選定結果については、以下のとおり。

1 選定の経緯

8月29日～9月29日	県ホームページ等において公募
9月29日	申請書の受付締切
10月16日	県教育委員会指定管理候補者選考委員会(外部有識者)
10月28日	県教育委員会指定管理者制度運営会議
11月 4日	県教育委員会

2 事業内容

(1) 指定管理者の業務内容

- ・有料施設の利用の許可に関する業務
- ・運動施設の効用を高めるため必要な業務
- ・都市公園の維持及び修繕に関する業務
- ・その他指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務

(2) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

3 審査結果等

(1) 審査結果

No	名 称	点 数 (500点満点)	候補者
1	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ	450点	○

(2) 選定理由

- ・従前の計画を確実に実行した実績から、今後の計画についても確実に実行できると予想され、施設の更なる有効活用・価値の創造の実現が期待できる。
- ・安定した管理運営が可能となる財務基盤を有しており、職員教育や研修制度の充実による継続的な人材育成への意識が高い。

第 36 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
藤崎台県営野球場	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振 興事業団・ミズノ グループ 代表者 一般財団 法人熊本県スポー ツ振興事業団 理 事長 寺野慎吾	令和8年4月1日か ら令和13年3月3 1日まで

(提案理由)

藤崎台県営野球場条例（昭和35年熊本県条例第36号）第10条第1項の規定に基づき、藤崎台県営野球場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

条例等議案関係（概要）

議案番号	議案名	内 容
第36号	指定管理者の指定について	藤崎台県営野球場の指定管理者の指定 ・指定管理候補者の選定結果については、以下のとおり。

1 選定の経緯

8月29日～9月29日	県ホームページ等において公募
9月29日	申請書の受付締切
10月21日	県教育委員会指定管理候補者選考委員会（外部有識者）
10月28日	県教育委員会指定管理者制度運営会議
11月 4日	県教育委員会

2 事業内容

（1）指定管理者の業務内容

- ・施設及び設備を提供する業務
- ・野球競技に関する相談に応じ、及び指導を行う業務
- ・野球場の使用の許可に関する業務
- ・野球場の施設等の維持及び修繕に関する業務
- ・その他、指定管理者が野球場の管理上必要と認める業務

（2）指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 審査結果等

（1）審査結果

No	名 称	点 数 (500 点満点)	候補者
1	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ	445点	○

（2）選定理由

- ・従前の計画を着実に実行し、維持管理マニュアルの隨時改定やナイター料金の見直しなど、利用者側に立った安定的な施設運営を円滑に行っており、様々な利用者層の利用促進に努め、スポーツ振興に寄与している。
- ・多様な人材の採用を計画しつつ人材育成に力を入れている。

第 37 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本武道館	熊本市中央区水前寺五丁目23番2号熊本武道館内	公益財団法人熊本県武道振興会 理事長 河津修司	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

熊本武道館条例（昭和46年熊本県条例第62号）第10条第1項の規定に基づき、熊本武道館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

議案番号	議 案 名	内 容
第37号	指定管理者の指定について	熊本武道館の指定管理者の指定 ・指定管理候補者の選定結果については、以下のとおり。

1 選定の経緯

8月29日～9月29日	県ホームページ等において公募
9月29日	申請書の受付締切
10月16日	県教育委員会指定管理候補者選考委員会(外部有識者)
10月28日	県教育委員会指定管理者制度運営会議
11月 4日	県教育委員会

2 事業内容

(1) 指定管理者の業務内容

- ・施設及び設備を提供する業務
- ・武道に関する相談及び指導を行う業務
- ・武道館の使用の許可に関する業務
- ・武道館の施設等の維持及び修繕に関する業務
- ・その他、指定管理者が武道館の管理上必要と認める業務

(2) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

3 審査結果等

(1) 審査結果

No	名 称	点 数 (500点満点)	候補者
1	公益財団法人熊本県武道振興会	402点	○

(2) 選定理由

- ・これまでの管理運営実績から、今後も安定的な運営が可能である。
- ・コンプライアンスに対する意識が高く、信頼できる団体である。

第 38 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県立総合体育館	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ 代表者 一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団 理事長 寺野慎吾	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(提案理由)

熊本県立総合体育館条例（昭和57年熊本県条例第33号）第10条第1項の規定に基づき、熊本県立総合体育館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

条例等議案関係（概要）

議案番号	議案名	内 容
第38号	指定管理者の指定について	熊本県立総合体育館の指定管理者の指定 ・指定管理候補者の選定結果については、以下のとおり。

1 選定の経緯

8月29日～9月29日	県ホームページ等において公募
9月29日	申請書の受付締切
10月21日	県教育委員会指定管理候補者選考委員会（外部有識者）
10月28日	県教育委員会指定管理者制度運営会議
11月 4日	県教育委員会

2 事業内容

（1）指定管理者の業務内容

- ・体育、スポーツのための施設及び設備を提供する業務
- ・体育、スポーツに関する相談に応じ、指導を行う業務
- ・体育館の使用の許可に関する業務
- ・体育館の施設等の維持及び修繕に関する業務
- ・その他、指定管理者が体育館の管理上必要と認める業務

（2）指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 審査結果等

（1）審査結果

No	名 称	点 数 (500 点満点)	候補者
1	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ	454点	○

（2）選定理由

- ・従前の計画を確実に実行した実績から、今後の安定的な運営、更なる利用者拡大及び施設の活用が期待できる。
- ・大学との共同事業や障がいの方の意見を取り入れた施設改修を行うなど、利用者側に立った運営を行っており、多様な人材の採用を計画しつつ人材育成に力を入れている。

第 39 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県総合射撃場	熊本市東区平山町 2776番地	熊本県スポーツ振 興事業団・ミズノ グループ 代表者 一般財団 法人熊本県スポー ツ振興事業団 理 事長 寺野慎吾	令和8年4月1日か ら令和13年3月3 1日まで

(提案理由)

熊本県総合射撃場条例（平成10年熊本県条例第26号）第10条第1項の規定に基づき、熊本県総合射撃場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

条例等議案関係（概要）

議案番号	議案名	内 容
第39号	指定管理者の指定について	熊本県総合射撃場の指定管理者の指定 ・指定管理候補者の選定結果については、以下のとおり。

1 選定の経緯

8月29日～9月29日	県ホームページ等において公募
9月29日	申請書の受付締切
10月21日	県教育委員会指定管理候補者選考委員会（外部有識者）
10月28日	県教育委員会指定管理者制度運営会議
11月 4日	県教育委員会

2 事業内容

（1）指定管理者の業務内容

- ・射撃競技のための施設及び設備を提供する業務
- ・射撃競技に関する相談に応じ、指導を行う業務
- ・射撃場の使用の許可に関する業務
- ・射撃場の施設等の維持及び修繕に関する業務
- ・その他、指定管理者が射撃場の管理上必要と認める業務

（2）指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 審査結果等

（1）審査結果

No	名 称	点 数 (500 点満点)	候補者
1	熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ	434点	○

（2）選定理由

- ・安定的な施設運営を行っており、射撃場という専門的な施設という特性を踏まえ、専門資格者を配置しているほか、鉛の回収や水質検査など地域からの理解を得ながら管理運営がなされている。
- ・車いす利用者のシミュレーションによる施設改善や暑さ対策として会議室開放など利用者側に立った運営がなされているとともに、研修制度を体系化し人材育成に力を入れている。

第 48 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年11月28日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 17 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年10月17日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
発 生 場 所			
事 故 の 原 因			
令和7年7月18日 天草市本渡町地内 落枝	個人 (車両所有者)	336,194円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。
	個人 (車両所有者)	323,188円	

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

議案番号	議 案 名	内 容
第48号	専決処分の報告及び承認について	<p>教職員住宅跡地に係る敷地内の樹木の枝が腐食によって折れて落下し、隣接地に駐車していた車両（2台）を損傷させたことに関し、損害賠償額を決定し、和解したもの。</p> <p>1 和解の相手方 個人2名（車両所有者）</p> <p>2 損害額 合計：659,382円 車両所有者：336,194円 車両所有者：323,188円</p> <p>3 賠償割合 県：相手方 = 10 : 0</p>

第 61 号

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年12月9日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例等の一部を改正する条例

(熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第1条 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年熊本県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「である者」の次に「（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。第4条第2項及び第6条第1項において同じ。）を除く。）」を加え、「100分の4」を「100分の10」に改める。

第4条に次の1項を加える。

2 指導改善研修被認定者に係る熊本県職員等退職手当支給条例の規定及びこれに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、その者が教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けていないと仮定した場合におけるその者の受けるべき前条第1項の教職調整額は、給料とみなす。

第6条第1項中「者」の次に「及び指導改善研修被認定者」を加える。

附則に次の1項を加える。

4 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の

一部を次のように改正する。

第4条中「含む。」の次に「、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当」を加える。

第13条第8号イ中「7, 500円」を「8, 000円」に改める。

第14条の3の次に次の1条を加える。

(時間外勤務手当等)

第14条の4 指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第

25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。）の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第1条に規定する職員の例による。

第17条の2第2項中「8, 000円」を「8, 600円」に改め、「応じて」の次に「、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」を加える。

附則第20項中「対する」の次に「第13条第1項第10号、」を加える。

別表第1備考2中「、この表の額に7, 700円を」を「11, 500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は3, 800円を、この表の額に」に改める。

(熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中「含む。」の次に「、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当」を加える。

第11条中「、多学年学級担当手当」を削る。

第11条の3を次のように改める。

第11条の3 削除

第13条を次のように改める。

(時間外勤務手当等)

第13条 指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。）の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）第1条に規定する職員の例による。

第16条の2第2項中「8, 000円」を「8, 600円」に改め、「応じて」の次に「、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」を加える。

別表第1備考2中「、この表の額に7, 500円を」を「11, 500円を、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は4, 000円を、この表の額に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(指導改善研修被認定者に関する経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の規定による教職調整額並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく条例の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給については、第1条の規定による改正後の熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第3条第1項並びに第2条の規定による改正後の熊本県立学校職員の給与に関する条例第14条の4及び第3条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(多学年学級担当手当に関する経過措置)

3 施行日前に支給すべき事由が生じた第3条の規定による改正前の熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例第11条の3第1項に規定する多学年学級担当手当の支給については、なお従前の例による。

(提案理由)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）等の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条 例 等 議 案 関 係 (概 要)

議案番号	議 案 名	内 容
第 6 1 号	熊本県義務教育 諸学校等の教育 職員の給与等に 関する特別措置 条例等の一部を 改正する条例の 制定について	<p>1 条例改正の趣旨 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）等の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正【第1条】</p> <p>ア 義務教育諸学校等の教育職員に支給される教職調整額について、教育職員の給料月額の100分の4に相当する額から、100分の10に相当する額に引き上げる。（第3条関係）</p> <p>イ 指導改善研修被認定者（教育公務員特例法第25条第1項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。）について、教職調整額を支給しないこととする。（第3条関係）</p> <p>ウ (1) アの額の引上げについて、令和8年1月1日から毎年100分の1ずつ段階的に行う経過措置を定める。（附則第4項関係）</p> <p>エ その他規定の整理を行う。（第4条第2項、第6条第1項関係）</p> <p>(2) 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第2条】</p> <p>ア 義務教育等教員特別手当に係る規定の整備を行う。（第17条の2関係）</p> <p>イ 義務教育費国庫負担金の見直しに伴い、職務の級が3級及び4級である職員の給料月額に加算する額の規定整備を行う。（別表第1関係）</p> <p>ウ 義務教育費国庫負担金の見直しに伴い、教員特殊業務手当の額を引き上げる。（第13条関係）</p> <p>エ その他規定の整理を行う。（第4条、第14条の4、附則第20項関係）</p>

- (3) 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第3条】
- ア 義務教育等教員特別手当に係る規定の整備を行う。（第16条の2関係）
- イ 義務教育費国庫負担金の見直しに伴い、職務の級が3級及び4級である職員の給料月額に加算する額の規定整備を行う。（別表第1関係）
- ウ その他規定の整理を行う。（第4条、第11条、第11条の3、第13条関係）
- (4) この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- (5) 所要の経過措置を定める。（附則第2項、附則第3項関係）